

令和5年3月2日

株式会社5コーポレーションに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社5コーポレーション（以下「5コーポレーション」といいます。）に対し、同社が「5—Days」の名称で供給する「毎日コース（定額）」と称する個別指導に係る役務のうち、中学1年生を対象とするものについて、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第2号（有利誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

1 違反行為者の概要

名 称 株式会社5コーポレーション（法人番号7240001024224）

所 在 地 広島市安佐南区緑井二丁目28番25号

代 表 者 代表取締役 田中 良典

設立年月 平成22年5月

資 本 金 1000万円（令和5年2月現在）

2 措置命令の概要

（1）対象役務

「毎日コース（定額）」と称する個別指導に係る役務のうち、中学1年生を対象とするもの（以下「本件役務」という。）

（2）対象表示

ア 表示の概要

（ア）表示媒体

自社ウェブサイト

（イ）表示期間

令和4年4月1日、同年5月2日及び同月27日

（ウ）表示内容（別紙）

「お月謝（中1）」、「指導時間数（月あたり）」、「定期テスト対策」の各項目について、「毎日個別塾5—Days」として「19,800円（平日週3から週5回まで定額）」、「月20時間+α可能（1時間あたり@835円）」及び「追加料金なし」並びに「他の個別指導塾」として「22,000円（指導回数が増えれば月謝は積上）」、「月8時間（1時間あたり@2,500円）」及び「追加料金あり（1時間あたり単価×回数の積上）」と記載した「他の個別指導塾との料金比較表」と題する自社及び他の事業者がそれぞれ提供す

る個別指導の月謝や指導時間数等に関する比較表並びに「お月謝3万円の差が年間にすると36万円になります」とび「他の個別指導塾をご利用の場合、回数を増やせば増やすほど、当然ながらお月謝は高くなります。毎日個別塾5—Daysでは、週5回まで定額料金でお通いいただけ、通えば通うほどお得になります。」と記載した「他個別指導塾との授業料比較イメージ」と題する自社及び他の事業者がそれぞれ提供する個別指導の月謝を比較したグラフを表示することにより、あたかも、本件役務は、1時間当たりの授業料金が835円であり、また、本件役務と同等の条件で提供されている他の事業者が提供する個別指導に比して月謝が安いかのように表示していた。

イ 実際

実際には、本件役務の1時間当たりの授業料金は1,188円であり、また、比較対照とした他の事業者が提供する個別指導の月謝は、本件役務と同等の条件で提供されている個別指導の月謝ではなかった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものである旨を一般消費者に周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課

電 話 03(3507)9239
ホームページ <https://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所取引課

電 話 082(228)1502
ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/chugoku/

学区専門・毎日定期 5-Days ファイブ・デイズ

受付時間 13:00-22:00 (日・祝日除く)

LINE お問い合わせ・資料請求 三

TOP > コース・料金

コース・料金

COURSE

コース・料金については下記よりご確認ください。体験授業・季節特訓もご用意しております。

小学生コース

中学生コース

高校生コース

学習塾業界初！個別指導のサブスクリプション制を実現

定額で毎日学べる個別塾

個別指導塾は回数に比例して料金が上がり、集団指導塾に比べ、非常に高額になるケースがあります。

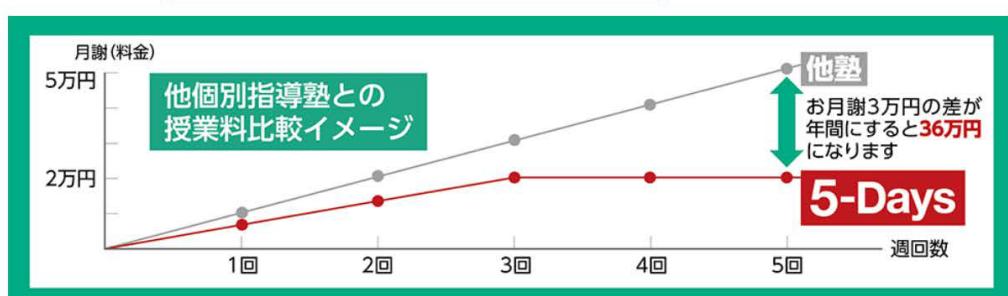
5-Daysは、このような従来の個別指導塾のデメリットを解決する第三の選択肢として誕生しました。

学べば学ぶほどお得になります！

他の個別指導塾との料金比較表

▼お子様1人当たり平均月額教育費：お月謝約20,000円でご利用の場合

	毎日個別塾5-Days	他の個別指導塾
お月謝 (中1)	19,800円 (平日週3から週5回まで定額)	22,000円 (指導回数が増えれば月謝は倍々)
指導時間数 (月あたり)	月20時間+a可能 (1時間あたり@835円)	月8時間 (1時間あたり@2,500円)
定期テスト対策	追加料金なし	追加料金あり (1時間あたり単価×回数の積)



他の個別指導塾をご利用の場合、回数を増やすほど、当然ながらお月謝は高くなります。毎日個別塾5-Daysでは、週5回まで定額料金でお通いいただけ、通えば通うほどお得になります。

※当社調べ、他塾キャンペーン時は除きます。

※比較対象はあくまで一般的な個別指導塾を対象としています。

○ 不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

(昭和三十七年法律第百三十四号)

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

(措置命令)

第七条 内閣総理大臣は、第四条の規定による制限若しくは第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

2 (省略)

(報告の徴収及び立入検査等)

第二十九条 内閣総理大臣は、第七条第一項の規定による命令、課徴金納付命令又は前条第一項の規定による勧告を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任等)

第三十三条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2～11 (省略)

○ 不当景品類及び不当表示防止法施行令（抜粋）

（平成二十一年政令第二百十八号）

（消費者庁長官に委任されない権限）

第十四条 法第三十三条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第四条、第五条第三号、第六条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第二十六条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

景品表示法による表示規制の概要

不当な表示

○優良誤認表示（5条1号）

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

①商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示

②商品・サービスの内容について、一般消費者に対し、事実に相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

不実証広告規制（7条2項）

消費者庁長官は、措置命令に関し、商品・サービスの内容（効果、性能）に関する優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合に、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。

⇒ 事業者が資料を提出しない場合又は提出された資料が表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものと認められない場合は、当該表示は不当表示とみなされる。

○有利誤認表示（5条2号）

商品・サービスの価格その他取引条件についての不当表示

①商品・サービスの取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

②商品・サービスの取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示

○商品・サービスの取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示（5条3号）

①無果汁の清涼飲料水等についての表示

②商品の原産国に関する不当な表示

③消費者信用の融資費用に関する不当な表示

④不動産のおとり広告に関する表示

⑤おとり広告に関する表示

⑥有料老人ホームに関する不当な表示

※別添写しについては、添付を省略しています。

別添

消表対第183号
令和5年3月2日

株式会社5コープレーション

代表取締役 田中 良典 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が運営する「5-Days」と称する学習塾（以下「直営塾」という。）において又は貴社とフランチャイズ契約を締結する事業者が経営する「5-Days」と称する学習塾（以下「フランチャイズ塾」という。）を通じて供給する「毎日コース（定額）」と称する個別指導に係る役務のうち、中学1年生を対象とするもの（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第2号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、貴社が一般消費者に提供する本件役務に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア(ア) 貴社は、本件役務を提供するに当たり、令和4年4月1日、同年5月2日及び同月27日に、自社ウェブサイトにおいて、「お月謝（中1）」、「指導時間数（月あたり）」、「定期テスト対策」の各項目について、「毎日個別塾5-Days」として「19,800円（平日週3から週5回まで定額）」、「月20時間+ α 可能（1時間あたり@835円）」及び「追加料金なし」並びに「他の個別指導塾」として「22,000円（指導回数が増えれば月謝は積上）」、「月8時間（1時間あたり@2,500円）」及び「追加料金あり（1時間あたり単価×回数の積上）」と記載した「他の個別指導塾との料金比較表」と題する自社及び他の事業者がそれぞれ提供する個別指導の月謝や指導時間数等に関する比較表並びに「お月謝3万円の差が年間にすると36万円になります」と「他の個別指導塾をご利用の場合、回数を増やせば増やすほど、当然ながらお月謝は高くなります。毎日個別塾5-Daysでは、週5回まで定額料金でお通いいただけ、通えば通うほどお得になります。」と記載した「他個別指導塾との授業料比較イメージ」と題する自社及び

他の事業者がそれぞれ提供する個別指導の月謝を比較したグラフを表示することにより、あたかも、本件役務は、1時間当たりの授業料金が835円であり、また、本件役務と同等の条件で提供されている他の事業者が提供する個別指導に比して月謝が安いかのように表示していたこと。

(イ) 実際には、本件役務の1時間当たりの授業料金は1,188円であり、また、比較対照とした他の事業者が提供する個別指導の月謝は、本件役務と同等の条件で提供されている個別指導の月謝ではなかったこと。

イ 前記ア(ア)の表示は、前記ア(イ)のとおりであって、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

(2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを貴社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)アの表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

(4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1) 株式会社5コーポレーション（以下「5コーポレーション」という。）は、広島市安佐南区緑井二丁目28番25号に本店を置き、学習塾の運営業等を営む事業者である。

(2) 5コーポレーションは、直営塾において又はフランチャイズ塾を通じて、本件役務を一般消費者に提供している。

(3) 5コーポレーションは、本件役務に係る自社ウェブサイトの表示内容を自ら決定している。

(4)ア 5コーポレーションは、本件役務を提供するに当たり、令和4年4月1日、同年5月2日及び同月27日に、自社ウェブサイト（別添写し）において、「お月謝（中1）」、「指導時間数（月あたり）」、「定期テスト対策」の各項目について、「毎日個別塾5—Days」として「19,800円（平日週3から週5回まで定額）」、「月20時間+α可能（1時間あたり@835円）」及び「追加料金なし」並びに「他の個別指導塾」として「22,000円（指導回数が増えれば月謝は積上）」、「月8時間（1時間あたり@2,500円）」及び「追加料金あり（1時間あたり単価×回数の積上）」と記載した「他の個別指導塾との料金比較表」と題する自社及び他の事業者がそれぞれ提供する個別指導の月謝や指導時間数等に関する比較表並びに「お月謝3万円の差が年間にすると36万円になります」及び「他の個別指導塾をご利用の場合、回数

を増やせば増やすほど、当然ながらお月謝は高くなります。毎日個別塾 5—Days では、週 5 回まで定額料金でお通いいただけ、通えば通うほどお得になります。」と記載した「他個別指導塾との授業料比較イメージ」と題する自社及び他の事業者がそれぞれ提供する個別指導の月謝を比較したグラフを表示することにより、あたかも、本件役務は、1 時間当たりの授業料金が 835 円であり、また、本件役務と同等の条件で提供されている他の事業者が提供する個別指導に比して月謝が安いかのように表示していた。

イ 実際には、本件役務の 1 時間当たりの授業料金は 1,188 円であり、また、比較対照とした他の事業者が提供する個別指導の月謝は、本件役務と同等の条件で提供されている個別指導の月謝ではなかった。

3 法令の適用

前記事実によれば、5 コーポレーションは、自己の供給する本件役務の取引に関し、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第 5 条第 2 号に該当するものであって、かかる行為は、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条第 1 項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第 2 条、第 4 条及び第 18 条第 1 項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

（注）行政不服審査法第 18 条第 2 項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条第 1 項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第 11 条第 1 項及び第 14 条第 1 項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注 1）行政事件訴訟法第 14 条第 2 項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して 1 年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提

起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。